

公益社団法人
横浜カントリー・アンド・アスレティック・クラブ
会員に関する規程

第1章 総則

第1条 目的

この会員規程は、公益社団法人横浜カントリー・アンド・アスレティック・クラブ（以下「クラブ」という）定款第5条に基づき、クラブの会員構成に関する一定の事項を定めるものである。

第2条 会員の構成

クラブの会員は、定款第5条の規定に基づき、正会員、準会員及び名誉会員とする。

第2章 正会員

第3条 種別

(a)YC&ACの目的及び活動に賛同し、定款第6条に基づき、以下の会員区分のいずれかにおいて新たに会員となった者、および、

(b)休眠会員名簿に入っていた後、又は付則第6条第5項e)若しくはg)により、以下の会員区分において再び会員としての地位を有することとなった者、および、

(c)会員が以下の会員種別に変更した者は、定款第5条における正会員となり、

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の「社員」に該当するものとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 正個人会員： | 20歳以上の個人で、適用される入会手数料を全額支払った者 |
| (2) 正家族会員： | 20歳以上の個人及びその20歳以上の配偶者で、
適用される入会手数料を全額支払った者 |
| (3) シニア個人会員： | 正会員歴が20年以上で、年齢が65歳以上である個人 |
| (4) シニア家族会員 | 配偶者またはパートナーが、それぞれ20年以上正会員で
あり、65歳以上であること。 |
| (5) 終身名誉個人会員 | 正会員で、(a)他の2名の正会員が終身名誉会員に推薦し、(b)
理事会が社員総会で正会員の過半数により承認される終身名誉
会員候補者として承認し、かつ(c)正会員が社員総会において
過半数の投票により終身名誉会員に選出することを承認した者 |
| (6) 終身名誉家族会員 | 正会員の配偶者またはパートナーで、(a)他の正会員2名が終身
名誉家族会員に推薦し、(b)理事会が社員総会で正会員の過半
数により承認される終身名誉家族会員候補者として承認し、 |

(c) 社員総会において正会員が過半数の投票により終身名誉家族会員に選出することを承認した者。

正会員を終身名誉会員又は終身名誉家族会員に推薦する場合は、書面により名誉書記に提出しなければならない。

終身名誉単身会員及び終身名誉家族会員の資格は個別に検討されるが、一つの目安として、70歳以上でクラブでの会員歴が40年以上であることを挙げることができる。また、クラブに多大な貢献をした会員も終身会員として考慮されることがある。

終身名誉会員は、月会費の支払を免除される。終身名誉会員は、終身名誉会員として選任される直前に所属していた会員種別の特典を完全に保持するものとする。

第3章 準会員

第4条 種別

クラブの活動を支援するために、以下の会員種別の会員となる者は、定款第5条において準会員とされ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の「社員」には該当しないものとする。

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 法人保証個人会員 | クラブが適格と判断した法人から紹介された20歳以上の個人で、法人が入会金、月額利用料および預託金の支払義務を負うことに同意した者。 |
| (2) 法人保証家族会員 | クラブが適格と判断した法人から紹介された20歳以上の配偶者およびパートナーで、法人が入会金、月額利用料および預託金の支払義務を負うことに同意している者。 |
| (3) 期間限定の個人会員 | 20歳以上の個人で、入会金を36ヶ月以内の分割払いで支払うことを申請した者。 |
| (4) 期間限定の個人会員 | 20歳以上の夫婦で、入会金を36ヶ月以内の分割払いで支払うことを申請した者。 |
| (5) ジュニア会員 | 14歳以上23歳未満の個人で、その個人の親または法定後見人の同意を得て入会を認められた者。 |
| (6) ヤングアダルト会員 | 23歳以上30歳未満の個人。 |
| (7) ヤングプロフェッショナル会員 | 30歳以上36歳未満の個人。 |
| (8) 他クラブ紹介会員 | クラブが相互クラブとして認めている他のクラブから紹介された20歳以上の個人。 |

第4章 名誉会員

第5条 資格

正会員2名からクラブの名誉会員としてふさわしいと推薦され、理事会で名誉会員として承認された個人。

第5章 雑則

第6条 会員資格の譲渡

クラブの会員資格は譲渡できない。

第7条 改正

この会員規程は、理事会の決議により変更することができる。この会員規程の改正は、クラブの掲示板に掲示した後、21日以内に効力を発するものとする。また、会員に通知するためのその他の手段を用いることができる。ある会計年度中に本会員規程を改正する場合は、当該会計年度の定時会員総会の招集通知に添付するものとする。

第8条 経過措置

会員区分が変更され、変更後の会員区分に該当しなくなった会員に対する取扱いは、別途理事会において定める。

附則

この会員規定の改正版は、2022年7月19日の理事会で承認され、2022年9月1日より施行される。